

## 日本玩具協会の ST マーク適正表示推進対策について（方針）

平成 20 年 1 月 24 日

日本玩具協会

## 1. ST 判定前販売防止対策

ST マーク管理システムの改修（合否判定前販売の防止のための警告メール配信）  
当協会の ST 管理システムを改修し、申請企業に「出荷予定日」を確実に入力させるとともに、合否判定が出ていない段階で出荷予定日が到来する場合には、検査機関の検査員が使用する進行状況チェック欄にその旨を知らせるフラグが表示されるようにするとともに、当該申請会社の「ST マーク管理者」及び「ST マーク申請担当者」に対し注意喚起のメールを自動配信する（出荷予定日の 3 日前）。（今年度内を目途に ST システムを改修）

## 2. 未検査品対策

## (1) 「ST マーク検索サイト」の設置

ST システムを変更して、日玩協のホームページ上に「ST マーク検索サイト」を作り、ST マーク番号で合格品かどうかを消費者や玩具小売店が検索できるようにする。

## 検索システム案

(1) ST 番号を入力すると、①商品名 ②合格判定日、③問合先（会社名 電話番号）が検索できる。

このために、ST 申請書の記載事項に「問合先（会社名、住所、電話番号）」を追加することとする（平成 20 年 4 月 1 日実施）。

(2) 「検査合格通知書（兼 ST マーク使用許諾）」を流通で使用することを推奨し、未検査商品の市場での流通を防止する。

## 「検査合格通知書（兼 ST マーク使用許諾）」

現行の検査合格通知書の通信欄に下記事項を追加で記載する。

- ① 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱第 15 条により、この通知をもって当該商品について(社)日本玩具協会の ST マーク使用許諾があったものとされます。

② この文書を変造した場合、法律に触れることもあります。

### 3. ST 合格品における基準不適合製品対策

(1) ST 基準適合検査はサンプルに対して、ST 基準に適合しているかどうかを検査するものである。ST 検査に合格した場合、申請企業は、ST マークを製品に付すことが認められるが、販売する製品を、ST 基準に適合するようにしておく義務が課されている。

**制度要綱第 5 条：ST マーク使用許諾契約者は、ST マークを表示して販売する玩具について、ST 基準に適合するようにしなければならない。**

(2) 日玩協としても、通達などにより、その旨を契約企業に対して周知している。

また、玩具企業は、工場との間で検査に合格したサンプルと同じ製品を製造することを求める契約を締結したり、また、自主的にロット毎に安全検査を実施するなどの対応を取っていると考えている。

(3) 日玩協も、このような企業の行動を支援するために、鉛単独の検査を検査メニューに追加するなどの措置を講じている。

申請企業に対して自主的に取り組んでいくよう促す。

(4) 市場での試買調査（ST 基準適合調査：検査項目中、塗装からの鉛・塩化ビニル樹脂のフタル酸エステル）を実施強化する。

### 4. 検査期間の短縮等について

(1) 検査機関の検査期間について、以下のように対応する。

① 申請から判定までの期間は、特段の場合を除き、下記とする。

(財)日本文化用品安全試験所（以下文化用品安全試験所）にあつては、5 営業日を目途とする。

(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター（以下高分子センター）にあつては、通常時は10 営業日を目途とする。

（繁忙時は1 ヶ月程度かかる場合もありうるが、②により対応する）

② 高分子センターは、季節商品（特に夏物）の申請が集中し、検査期間が長期に及ぶ可能性がある場合には、事前に大口の申請事業者と調整することとする。また、大阪事業所の施設を活用し平準化を図る。

また、文化用品安全試験所、(財)化学物質評価研究機構に検査を再委託することも検討する。

(2) 原則として、修正は1回までとし、修正を希望する申請者は、修正する事項・修正申請日などを記載した「修正申請」を検査機関に提出するものとする。

内容によっては、修正申請が認められないケースもありうる。

判定から1ヶ月経過した時点でも修正申請がない場合には、申請者に確認の上、不合格が自動的に確定するものとする。

## 5. 外部有識者会合の設置

法曹関係者、学識経験者、行政関係者、産業界関係者、消費者代表などからなる外部有識者会合を設置し、STマーク制度について意見を伺いながら、適切な制度のあり方を検討していく。

## 6. 周知徹底

理事会において、STマーク使用許諾契約の遵守について再確認を行なった（平成19年11月28日開催の理事会で確認）。また、STマーク使用許諾契約者全てを対象に「STマーク管理者」研修を実施し周知を図る。